

乳用牛の実査検査

令和4年2月1日現在の町内乳用牛の飼養農家戸数と頭数の調査実績です。

	令和4年	令和3年	前年度比
飼養戸数	45戸	45戸	—
飼養頭数	6,228頭	6,228頭	—
1戸当たり飼育頭数	138.4頭	138.4頭	—

児童手当・児童扶養手当の制度

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当です

■支給対象 0歳から中学校修了(15歳になったあとの最初の3月31日)前の児童を養育している父母など

■支給額

○0歳から3歳未満 1万5,000円(一律)

○3歳から小学校修了前

1万円(第3子以降は1万5,000円)

○中学生 1万円(一律)

※所得制限額以上の方は児童1人につき5,000円の支給となります。

■支給時期 原則として2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親

家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です

■支給対象 18歳に到達したあとの最初の3月31日までの児童(心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)を養育している父母など

■支給額(令和4年4月から)

○児童1人目

・全部支給 4万3,070円

・一部支給 4万3,060円～1万160円

○児童2人目

・全部支給 1万170円加算

・一部支給 1万160円～5,090円加算

○児童3人目

・全部支給 6,100円加算

・一部支給 6,090円～3,050円加算

■支給時期 原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分まで支給

■問合せ

福祉保健課社会福祉係(☎47-5555)

フッ素で虫歯を予防

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯予防のため、フッ素塗布を受けましょう。

町では「フッ素塗布受診券」を配布しています。受診方法に関する詳しい内容については、対象年齢のお子さんがある家庭に個別にお知らせ

いたします。受診券で一部料金助成が受けられますので、ぜひご活用ください。

○対象 1歳から未就学児

○実施機関 町内の歯科医院

○自己負担 800円

(受診券で1,600円の助成が受けられます)

○問合せ

子ども未来課子ども支援係(☎47-2367)

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱まるため、病気を予防し、元気に成長するためには予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解し、必要な時期に、必要な予防接種を受けましょう。

予防接種の内容については、新生児訪問などで個別にお知らせしていますが、転入などにより、各予防接種受診票がお手元にない場合は、

ご連絡ください。

■予防接種を受け忘れていませんか

母子手帳を確認してみましょう。予防接種のスケジュール管理には、「くんねっぷ子育てアプリ」もぜひご活用ください。接種回数、接種間隔、接種期間についてご不明な点は、子ども未来課子ども支援係(☎47-2367)まで。



母子モ 訓子府町



春の火災予防運動

4月20日(水)～30日(土)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時季です。この期間の火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。



■野火に注意しましょう

例年この時季になると野火が多く発生します。原因の多くはごみ焼き、たばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。ちょっとした不注意から大きな火災になりますので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯れ草、作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施してください。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

○実施期間 4月1日(金)～20日(水)

危険物取扱者試験準備講習会

○とき 4月26日(火)・27日(水)

○ところ 北見市(北見芸術文化ホール)

○受付期間 講習日の1週間前まで

危険物取扱者試験・消防設備士試験

○とき 5月22日(日)

○ところ 北見市

○種類 両試験とも全種類

○受付期間

・電子申請 4月4日(月)～11日(月)

・書面申請 4月7日(木)～14日(木)

※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。

■問合せ 消防署訓子府支署(☎47-2419)

林野火災危険期間のお知らせ

●危険期間 4月1日～6月30日

●強調期間 4月10日～5月20日

4～6月にかけては、晴れて乾燥した日が続きますので、火災が発生しやすい時季となります。また、この時季は仕事はもちろんのこと、山菜採りや魚釣りなどレクリエーションの機会も多くありますので、十分注意しましょう。

林野火災の原因の多くは、焚き火やごみ焼き、たばこなどの火の不始末です。令和3年におけるオホーツク管内での林野火災の発生は、8件でした。全道では、25件発生し、面積38.54ha(被害額970万円)の被害状況となっています。

■問合せ 訓子府町林野火災予消防対策協議会(農林商工課内☎47-2116 役場2階 窓口13番)

◎火災が発生しやすいこの期間は、造林・農地造成などによる火入れはしないようにしましょう(危険期間後に火入れをする場合は「火入れの許可」が必要です)

◎危険期間(4月1日～6月30日)は、道有林・町有林は一般の入林ができません。危険期間後に入林する場合は、入林許可が必要になります